

新居浜市航路改善計画策定業務仕様書

1 業務の目的

新居浜市大島地区においては、島民生活の全般において大島～黒島の間を運航している市営渡海船に依存しており、当航路は、大島住民の移動及び生活物資輸送を支える基幹的公共交通として不可欠な航路である。一方で、利用者数の減少や燃料費高騰等により、経営環境は厳しさを増している。また、現在新居浜市が所有する2隻の船舶のうち、「くろしま」については、就航から23年が経過し、今後の安全・安定的な運航を維持するための課題となっている。

こうした状況を踏まえ、本業務では、航路調査を行い、航路の現状及び課題を明確にするとともに、「くろしま」の代替船建造を視野に入れ、将来にわたり航路を維持するための指針となる「新居浜市航路改善計画」を作成することを目的とする。

2 対象航路 大島～黒島航路

3 業務内容

(1) 航路調査

ア 大島地区の状況調査

新居浜市大島地区の現状（地域特性、年齢別人口、観光客数、渡海船の利用状況等）を把握するために必要な資料を収集、整理し、現状把握及び将来予測を行う。

イ 市営渡海船の状況調査

市営渡海船運営の現状を把握するために必要な資料（料金、使用船舶、運航回数、就航率、船員状況、利用者数等）を収集、整理し、現状把握及び将来予測を行う。

ウ 経営診断

新居浜市渡海船事業特別会計決算等の資料を収集、整理し、現状把握及び将来予測を行う。

エ 利用者アンケート

既存の資料やデータでは把握できない利用状況や要望などを把握するため、利用者アンケートを実施し、結果を整理する。なお、アンケートの作成にあたっては、回答者が、渡海船の現状（課題）を理解して回答できる内容とする。

オ 航路の課題の整理

調査、アンケートの結果から航路の課題を明らかにし、整理する。

カ 課題改善方策の提案

オにより明らかとなった課題を解決するための具体的な方策をとりまとめる。

また、改善策を実施した場合の航路運営への影響見込についてもとりまとめる。

(2) 新居浜市航路改善計画（案）の作成（令和8年12月末までに市の承認）

航路調査の結果をとりまとめた「航路改善計画（案）」を作成し、記載内容について市の承認を得る。

(3) 新居浜市航路改善計画書の作成

市と協議を行い、最終的な計画書の内容を確定し、新居浜市航路改善計画書を作成（製本、電子データ）する。

4 契約期間

契約日から令和9年2月26日（金）まで

5 成果品

業務報告書及び航路改善計画書及び報告書 2部

計画書 2部

計画書概要版 2部

計画書電子データ 2部（PDF形式及び編集可能形式）

※計画書及び概要版の製本方法は、計画書の頁数に応じて以下のとおりとする。

A4判またはA3判、両面印刷、カラー（一部モノクロ可）、簡易製本（くるみ製本又は無線綴じ等）

6 秘密保持

受託者は、本業務により知り得た情報及び資料について、新居浜市の許可なく第三者に漏洩したり、他の目的に使用したりしてはならない。

7 その他

(1) 業務の実施にあたっては、新居浜市と十分協議しながら事業を進めることとし、仕様書にない事項で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

(2) 本業務により作成された成果品に係る著作権は、新居浜市に帰属するものとする。

（成果品の全部又は一部について、新居浜市が複製し、又は翻案、変形、改変その他の修正をして使用すること（新居浜市が第三者に委託してそれをさせることを含む。）を許諾すること。）

(3) 成果品が第三者の有する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならぬときは、受託者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。